

子どもに対する支援の協働・連携について
(答 申)

令和元(2019)年 5月

川崎市子どもの権利委員会

3 1 川子権第 1 号

令和元年 5 月 1 7 日

川崎市長 福 田 紀 彦 様

川崎市子どもの権利委員会
委員長 佐々木 光明

子どもに対する支援の協働・連携について（答申）

川崎市子どもの権利委員会は、平成 2 9 年 3 月 1 3 日付け 2 8 川こ青第 8 7 5 号での諮問「子どもに対する支援の協働・連携について」に関して、2 年にわたり調査及び審議を行った結果、次のとおり答申します。

目 次

第1章 第6期川崎市子どもの権利委員会の答申にあたって

- 1 権利委員会による検証について…………… 1
- 2 諮問の内容等について…………… 1
- 3 今回の諮問に対する権利委員会の取組について…………… 4

第2章 川崎市における子どもに対する支援の協働・連携状況

- 1 子どもの権利に関する実態・意識調査から…………… 6
- 2 権利委員会による意見交換会から…………… 2 2
- 3 子どもに対する支援の協働・連携状況等について（まとめ）…………… 2 6

第3章 子どもに対する支援の協働・連携について

- 提言1…………… 3 1
- 提言2…………… 3 3
- 提言3…………… 3 5
- 提言4…………… 3 6
- 提言5…………… 3 7

第4章 資料編

- 1 第6期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）…………… 3 9
- 2 第6期川崎市子どもの権利委員会による諮問から答申までの流れ…………… 4 0
- 3 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査について…………… 4 1
- 4 市民、行政職員との意見交換会について…………… 4 3
- 5 第6期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況…………… 4 5
- 6 第6期川崎市子どもの権利委員会 委員名簿…………… 4 8

本書中の「条例」または「子どもの権利条例」という記述は、特に断りなければ、「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。

第1章 第6期川崎市子どもの権利委員会の答申にあたって

川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）は、川崎市子どもの権利に関する条例に基づいて設置され、平成28（2016）年10月には、第6期権利委員会が発足した。

平成29（2017）年3月に、子どもの権利条例第38条第2項の規定に基づき、市長から、「子どもに対する支援の協働・連携について」の諮問がなされた。第6期権利委員会においても、第5期までの活動を継承しつつ、今回の諮問について検証等を行った。

1 権利委員会による検証について

権利委員会による検証は、人権、教育、福祉等の子どもの権利に関わる分野において学識経験のある者及び公募の市民で構成されるメンバーが、市長からの諮問を踏まえ、行政・市民とのパートナーシップに基づいて行っている。検証にあたっては、常に川崎市内の子どもと子どもを取り巻くおとなの現実から出発するため、実態・意識調査等の実施と行政や市民との「対話」をベースに行うことに特に留意してきた。

具体的には、これまでと同様、①子どもの現状把握に関する実態・意識調査等のアンケート調査と子どもや関係施設、団体等へのヒアリング調査の実施 ②関連する行政の事務事業の聞き取り調査 ③子育てや教育等に関わる施策（事業）を担当する行政の所管部署や、子どもに関わる活動を継続的に実施する市民やNPO等との「対話」を行い、それらを踏まえて、子ども施策の進展に向けた提言を行った。こうした検証のプロセスは、市の子ども施策全般が、子どもの最善の利益に基づいて推進されていくために、子どもの思いや考え、子どもを取り巻く課題を行政・市民間で共有しながら解決していくうえで、どれも必要不可欠なものである。

なお、子どもの権利条例は、平成元（1989）年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づいて制定されたものであるが、権利委員会の検証は、国際連合の機関として子どもの生命と健やかな成長を守るために活動しているユニセフが「子どもにやさしいまち」として定義する「子どもの声やニーズが政策や計画の策定・推進に必要不可欠なものとなっているまち」に、川崎市が合致するための重要な取組であると考えられる。

権利委員会の検証や提言が、川崎市の子ども施策について、より子どもの権利に即し、これを保障するものとして、立案・実施されていくうえでの「要」になるものと期待している。

2 諮問の内容等について

今回の諮問は、「子どもに対する支援の協働・連携について」をテーマに、川崎市の課題が示されている。

【諮問事項】

子どもに対する支援の協働・連携について

【諮問の理由】

- 社会状況や経済状況など、子どもと家庭を取り巻く環境が変化し、様々な不安や地域における孤立感などが高まっているため、子どもと家庭を社会全体で支援していくことが必要である。
- 川崎市では、子どもを含めた全ての地域住民を対象にした「地域包括ケアシステム」を推進し、地域で暮らす多くの人たちと交流しながら、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めている。
- 一方、子どもの権利をめぐる課題として、児童虐待、いじめ、不登校、非行、家庭の貧困などがあり、これらの課題解決に向けては、行政、市民、関係団体・機関との協働・連携による一体的な支援が不可欠である。
- 地域包括ケアシステムを推進する中で、子どもの支援の主体は多様であり、行政と市民、関係団体・機関との協働・連携のあり方を多様な視点から検証する必要がある。

今回の諮問では、子どもの支援に関する多様な主体による協働・連携の検証が求められている。まず、その諮問の背景となっている「地域包括ケアシステム」の考え方を整理しておく必要がある。

川崎市では、平成 27（2015）年 3 月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（以下「推進ビジョン」という。）を策定し、川崎らしい地域づくりを進めていくこととした。推進ビジョンは、川崎市における個別の行政計画の「上位概念」として位置づけられており、その策定の背景等は、次のように示されている。

- 平成 25（2013）年 10 月 1 日の推計人口によれば、日本の総人口に占める 65 歳以上人口の割合は 25.1%となり、初めて 4 人に 1 人が高齢者という時代を迎えた。日本は世界に類をみない超高齢社会に足を踏み入れたといえる。
- さらに、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年（2025）年では、日本の高齢化率は、30.3%になるものと推計されており、その後も引き続き高齢化が進むことが予測されている。
- このような急激な高齢化は、医療・看護・介護・生活支援などの「ケアを必要とする人」の増加のみでなく、慢性疾患、さらには複数の疾病を抱えながら生活を送る高齢の患者数が増加することを意味することから、地域全体で必要とされるケアの「質」にも大きな変化を及ぼすと考えられる。
- すなわち、地域で疾患を抱えながら生活する高齢者等の増加に対し、医療のみではなく、看護、介護、福祉・生活支援などを含めた必要なケアが、地域において一体的に

提供されることが新たに求められ、そのための仕組みとして提唱されたのが「地域包括ケアシステム」である。

- そのためには、希薄化が懸念される地域のつながりを取り戻し、誰もが互いに助け合う関係であるという認識を共有し、地域による自主的な「助け合い」の活動を活発化させていくなどの取組が必要不可欠となる。
- また、行政においては、そのような地域活動を支えるとともに、どのような状況になったとしても、安全・安心な暮らしを保障するためのセーフティネットを、確実に整備していくことが求められる。
- 主として高齢者を中心に議論が展開されてきた「地域包括ケアシステム」であるが、実際には、障害者や子ども、子育て中の親など、その仕組みを共有できる部分は多い。
- 核家族化の進展や都市化の進行、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、地域との関わりの希薄さと相まって、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっていることから、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっている。
- このような状況の中、川崎市の地域包括ケアシステムにおいては、高齢者をはじめとした「全ての地域住民」を対象とし、次世代を担う子どもの育成や良質な子育て環境の整備による地域社会の活性化なども重要な視点とした。

このように、地域包括ケアシステムの構築にあたり、「子育てを社会全体で支援していく」とした点は、子どもの権利条例を制定した川崎らしい取組といえる。

川崎市は、推進ビジョンに基づく具体的な取組として、平成28(2016)年4月、区役所に地域みまもり支援センターを設置し、「個別支援の強化」と「地域力の向上」に取り組んでいる。具体的には、まず市内を40の地区に分け、保健師を地区担当制として対象分野横断的に、小地域ごとにアウトリーチ機能を充実させてきめ細やかな対応を図ることとした。また、「個別支援の強化」として、地区担当保健師と他の専門職が有機的な連携を図りながら、様々な職種の専門的な知見を活かせる体制を整備した。さらに、平成31(2019)年4月には、保健福祉センター全体を地域みまもり支援センターとして一本化し、地域におけるさらなる取組の周知と併せ、関係機関との連携強化を図ることとしている。

また、子ども・若者及び子育てに関する取組は、福祉・教育・保健・雇用等の多分野にまたがり、分野間の横断的な連携を図ることが重要であることから、施策の総合的な推進のため、平成30(2018)年3月に、「川崎市子どもの未来応援プラン」(市町村子ども・子育て支援事業計画等)、「川崎市子ども・若者ビジョン」(市町村子ども・若者計画)、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」の3つの計画を一本化し、新たに「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定した。また、このプランにおいては、子どもの権利条例に定められた基本理念を踏まえて、「子どもの権利に関する行動計画」との連携を取りながら、施策の推進を図ることとしている。

国においては、児童福祉法等の一部を改正する法律が、平成 28（2016）年 6 月 3 日から順次施行され、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することや、国・地方公共団体の役割・責務も明確化された。特に、児童虐待については、発生予防及び発生時の迅速・的確な対応を行うものとし、被虐待児童については、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置を採る場合は、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつけるとされた。

現在、児童虐待の他、いじめ、不登校、問題行動、家庭の貧困など、ケアを必要とする子どもや子育て家庭に係る課題が懸念されているが、推進ビジョンでは、行政だけではなく、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体の取組と主体間の緊密な連携が必要であり、顔の見える関係を深めながら、地域における協働・連携の必要性等の基本的な考え方が地域全体で共有されることが重要であるとしている。

こうした推進ビジョンの取組をコミュニティ施策の視点から支え、多様な主体の連携により、「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域を実現することを目的として、川崎市は、平成 31（2019）年 3 月に、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定した。「市民創発」とは、「様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出すること」としており、今後、この「考え方」に基づいて検討がなされることから、権利委員会としても、その推移を見守っていきたい。

なお、川崎市は全国に先駆けて子どもの権利条例を制定し、子ども施策の理念、政策指針としてきた。推進ビジョンにおいても、また、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」をはじめとする各個別の行政計画においても、子どもの権利条例の精神が活かされているものとする。子どもの権利が保障される社会は、おとなも生きやすい社会と考えている。

権利委員会では、今回の諮問に対して、子どもをめぐる課題は、行政だけで解決することはできず、市民、関係団体・機関との幅広い協働・連携が不可欠であり、こうした協働・連携のあり方を多様な視点から検証した。

3 今回の諮問に対する権利委員会の取組について

権利委員会は、子どもの権利条例のさらなる浸透を期し、子どもの置かれた実情を可能な限りの確に把握するよう努め、子どもや子どもに関わる人々の声を受け止めるべく、「対話」等を通じて検証を行うことに留意してきた。諮問の検証についても、子どもの権利の視点から、権利委員会・市民・行政のパートナーシップに基づいて行っている。

子ども施策・事業の多くは権利保障に関わることから、評価の視点や方法に、子どもの権利を含めることが重要である。そのため、この権利委員会による検証のプロセスは、多くの自治体が入り込んでいる PDCA サイクル（Plan=企画立案、Do=実施、Check=

評価、Action=見直し・改善) という施策の評価システムを踏まえつつ、それをより実効的に進めることを目的に実施するものである。

今回の検証では、子どもをはじめとする市民参加の視点を重視し、地域の中で子ども自身をはじめ、子どもに関わる人や組織の持つ力を一層伸ばすものとなっているかに注目するとともに、子育てや教育等に関わる施策(事業)の所管部署との「対話」等も重視しながら課題の把握に努めた。こうした検証のプロセスは、子ども施策を子どもの権利の視点から改善していくためのサイクルに重きを置くものである。

具体的には、権利委員会で3年毎に実施している「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」(以下「実態・意識調査」という。)において、川崎市の子どもの実態や意識について経年変化の状況を把握している。今回は、平成29(2017)年4月に実態・意識調査を実施し、これまでの調査結果との比較、今回の諮問との関連、さらには子どもの世代間の意識の差、子ども・おとな・職員の意識の差も検討できるよう質問項目を設定した。

この実態・意識調査は、子ども・おとな・市立の施設等の職員を対象とし、無作為抽出法でアンケート調査を行っているが、併せて、統計的な調査では把握しづらい実態・意識を補足的に調査するために、児童養護施設等に入所している子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、障がいのある子ども、不登校の子ども、乳幼児とその親等について、委員が出向いてのヒアリング調査を行った。この実態・意識調査については、平成30(2018)年3月に報告書にまとめて公表した。

また、平成30(2018)年7月から8月にかけて、川崎市内において活動している子育て関係団体との「対話」を実施し、同年9月から10月にかけて、子育てや教育等に関わる施策(事業)の所管部署との「対話」を実施した。

この「対話」は、従来から権利委員会が実施している手法で、いわゆるヒアリングや意見聴取と異なり、相互に建設的に意見交換をして子どもの権利の実態・意識、さらには子ども施策の成果や課題について共通認識を持ち、これを深めるものとして実施している。

こうした活動を行いながら、諮問について検証し、提言に向けて審議した。

第2章 川崎市における子どもに対する支援の協働・連携状況

1 子どもの権利に関する実態・意識調査から

第6期権利委員会では、市長からの諮問、「子どもに対する支援の協働・連携について」を受けて、平成29（2017）年4月に、家庭・学校・地域の子ども、おとな、職員に対して、実態・意識調査を実施した。今期は、過去5回継続して調査・経年比較してきた内容に加え、①昨今特に関心が高まっている、いわゆる「体罰」についてのおとな・職員の意識、②協働・連携の基盤となる、子ども・おとな・職員それぞれの地域と関わる経験の有無、③子どもにやさしいまちづくりの核となっている子ども参加の実態についても、調査を行った。

ここでは、平成30（2018）年3月に公表した「第6回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書」から、答申内容につながる実態を抜粋して紹介する。調査対象者は、子ども（11-17歳、有効回答数691、回収率32.9%）、おとな（18歳以上、有効回答数282、回収率31.3%）、職員（市立施設等の職員、有効回答数384、回収率76.8%）である。

(1) アンケート調査から

子ども・おとな・職員の悩みと相談状況、学校・地域社会との関わり、地域における子どもの姿などについて、今回の調査からいくつか浮かび上がってきた。

これらの調査結果を整理すると次のとおりである。

ア 子ども・おとな・職員の生活実態と相談・救済について

疲れや不安感、困りごとや悩みがあったときに、誰にも／どこにも相談しない／できない人が子ども・おとな・職員ともに約1～2割あり、依然として、課題を抱える人の中に、孤立して、支援のための施策やサービス・制度とつながらない、つながれない人がおり、これは、前回調査時から改善されていない点である。

(生活実態)

【子ども】

- ・子ども全体の約9割は、疲れることや不安に思うことがある。(具体的には、勉強、受験・進路、部活動、友人関係等)

【おとな】

- ・おとな全体の約9割は、疲れることや不安に思うことがある。(具体的には、子どもの進路・将来、お金のこと、自分の身体のこと、自分の将来等)

【職員】

- ・職員全体の約9割は、仕事上の悩みがある。

(困ったり悩んだりしたときに話を聞いてくれる人の存在の有無)

【子ども】

- ・困ったり悩んだりしたときに、約8割の子どもは「誰かに相談したい」と思い、「親」や「友だち」に相談する子どもが多いが、一方で「したいけどできない」「したいと思わない」子どもは約1割強あった。
- ・安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとなが1人もいないという子どもが約1割あった。
- ・学校や地域に話を聞いてくれる先生や友だちがいない子どもは、小学生世代で約1割、中・高校生世代で約1割～2割あった。

【おとな】

- ・困ったり悩んだりしたときに、約8割は「誰かに相談したい」と思い、「夫・妻、パートナー」や「友だち」「自分の親、義理の親」に相談する人が多いが、一方で「したいけどできない」「したいと思わない」おとなは約2割であった。
- ・安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が1人もいないというおとなが約1割いる。
- ・職場や地域に話を聞いてくれる人がいないおとなは、約2割であった。

【職員】

- ・困ったり悩んだりしたときに、約9割が「誰かに相談したいと思う」が、「したいけどできない」「したいと思わない」職員は約1割いる。
- ・安心して自分の気持ちや悩みを話せる人が1人もいないという職員が約1割であった。

(相談機関に「相談したいけどできない」理由／「相談したいと思わない」理由)

【子ども】

- ・相談機関については、どこかに「相談したいと思う」は5割を下回り、「したいけどできない」「したいと思わない」おとなは約5割いる。
- ・相談機関に「相談したいけどできない」理由としては、以下の回答（原文のまま、以下同様）があった。
 - こわいから
 - 知らない人に話せない
 - はずかしい
 - 親になにもいわずに、かってに電話していいのかなと思うから
 - 性格が人に上手く話せる性格ではないから など
- ・相談機関に「相談したいと思わない」割合は、約5割で、理由としては、以下の回答があった。
 - 周りに相談できる人がいるから
 - 知らない人には相談したいと思わないから
 - 面倒くさいから

- 相談したい悩みがない
- 信用できるか分からないから
- 自分で解決できるから
- 電話するのがいやだから
- 個人的なことを知らない人に知られたくない
- どこにすればいいか分からない
- 大きな問題になるのが嫌だから
- それで解決できるのか不安だから
- 時間がない、部活が忙しくて
- 気軽に相談出来ない気がするから
- 相談したことが外にもれそうだから
- 何かマニュアルのような物に沿って話していきそうなイメージがあるから
- 1回相談しようと電話したが、受け答えが嫌な態度というか、冷たかったから
- 人のきもちをしらないくせにペラペラゆうのがいや など

【おとな】

- 相談機関については、「相談したいと思う」割合は約6割で、「したいけどできない」「したいと思わない」おとなは約4割いる。
- 相談機関に「相談したいけどできない」理由としては、以下の回答があった。
 - どこに相談すれば良いかわからないし、また、信用できるか不安だから
 - 教科書通りの返事が返ってくるだけだと思う
 - 相談しても意味がないと思う など
- 相談機関に「相談したいと思わない」理由としては、以下の回答があった。
 - 他人に一から説明しようと思わないから
 - そこにいる人の人柄がわからないため
 - 身近な人に相談するから
 - どこに相談して良いかわからない
 - 相談所に行くより、相談内容によって相手をえらんで相談したい
 - 大ごとにしたくないから
 - 面倒
 - 窓口で相談する程の悩みはない
 - 解決できると思わないので
 - 相談後の見返り等
 - 自分だけで解決できないことが出てくれば考える
 - 怒られそうだから など

【職員】

- 相談機関については、「相談したいと思う」割合は約6割で、「したいけどできない」「したいと思わない」職員は約4割いる。

- 相談機関に「相談したいけどできない」理由としては、以下の回答があった。
 - 忙しいので
 - 知らない人にはなかなか話せない
 - どのようなことをどこに相談すれば良いのかわからない など
- 相談機関に「相談したいと思わない」理由としては、以下の回答があった。
 - 身近に相談できる人がいるから
 - 他人には相談したくない
 - そこまでの悩みにはなっていないから
 - 自分で解決できる
 - 解決につながらないから
 - 本当の気持ちをくんでもらえないと思っている
 - 秘密を守ってくれるか心配 など

(どのようなところなら相談しようと思うか)

【子ども】

- 話をちゃんと聞いてくれるところ
- 自分が相談したことを秘密にしてくれるところ
- 気軽に話せそうなところ
- 親身に自分の相談を聞いてくれるところ
- 安心して相談できるところ
- 信頼できるところ
- 問題をしっかり解決してくれるところ
- 優しい人がいるところ
- 匿名で話を聞いてくれる
- 電話で相談できるところ
- 聞くだけではなくてちゃんとアドバイスしてくれるところ
- 自分の知っている人がいる所
- インターネットで相談したい
- 自分の事を理解してくれる人がいる所 など

【おとな】

- 一人の話を親身になって聞いてくれるところ
- 秘密を厳守してくれる所
- 専門家が対応してくれるところ
- 公営の信頼できるところ 気軽に利用できるところ 解決策を具体的に言ってくれる所
- 特定の専門分野ごとに相談できるところ
- ちゃんとした資格等を持っているカウンセラーがいるところ
- 相談されたからには1度きりで終わりではなく責任をもって最後まで対応してくれる

- 相談相手がたらい回しにならない所
- どこかの施設に出向いたり、電話するよりも、ネット上での書き込みによる相談の方が相談しやすいと思います
- 行政機関よりも同じ境遇経験のある人がいる民間の相談機関のほうが相談しやすいかと思う など

【職員】

- 秘密や個人情報をしっかり守ってくれるところ
- 自分の悩みを親身に聞いてくれるところ
- 専門知識を持っていて、具体的なサポートをしてくれるところ
- 自分の話を聞いて解決に導いてくれるところ
- 匿名でも相談可能なところ
- 職場のことをよく知っている相談所
- 電話で聞いてくれる所
- 必要に応じ、すぐに動いてくれるところ
- 職場とのつながりが全くないところ
- 行きやすいところ
- 夜遅くまで電話で相談できるところ
- 対応すべき内容に応じて、関係機関につなぐ窓口を豊富に知っている人
- 法律に詳しく福祉に関する知識に長けている人
- 自分の話を否定せず聞き入れてもらえるところ
- 職業上公的機関への相談は避けてしまうかも知れないです
- 同じような体験・経験をした人からのアドバイスだと共感出来るし色々、聞きやすいと思う
- 何に悩んだとき、どんな性格のひとはここに電話を、みたいな、簡単診断できる場所があるといいと思いました など

相談内容は、専門的な知識やスキルを必要とするもの、身近な人と話し合ったり、共感してもらったりすることで改善できるものと様々であるが、「誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくり」のためには、それぞれに対応できる環境を地域社会のなかで整えていく必要がある。専門的な知識やスキルを必要とする相談については、既存の相談機関・救済制度が利用者にとってより使いやすいものになるように、さらなる制度改善に取り組む必要がある。具体的には、メールやインターネット等の活用により、窓口を訪れることや電話をかけることに抵抗を感じる人が利用しやすいように工夫したり、利用可能時間を利用者にとって使いやすいように変更したり、相談の受け手がどのような人かを知ることができるように広報を行ったりと、今回の調査で寄せられた意見を一つひとつ参考にしながら、利用者の声を反映した実質的な制度改善を行っていく必要があると思われる。

また、専門的な知識やスキルを必要とする相談かどうかに限らず、悩みがあっても自分から相談することができない子ども・おとな・職員を支援していくためには、学校・家庭・職場の人、そして地域の人誰かがその悩みに気づき、話を聞いたり、専門機関につないだりしていく必要があるが、そのために、身近な地域に、学校・家庭・職場の人に限らず、より多くの人と日常的に関わったり一緒に活動したりできる時間と場があることが重要である。

イ 子ども・おとな・職員それぞれの地域と関わる経験の有無

川崎市には、町内会・自治会や子ども会の他、子どもの権利条例に依拠した川崎市子ども会議、市立学校に設置されている学校教育推進会議、各行政区や中学校区の地域教育会議の子ども会議、子ども夢パーク、こども文化センター、わくわくプラザといった施設の話し合いの場等、話し合ったり意見を言ったりして人と積極的に関わる場は多くある。しかし、調査結果では、これらの場に関わっている人は一部であった。

【子ども】

- ・地域で行われる活動・イベントに参加したことがある子どもは、小学生世代で約4割、中学生世代で2～3割、高校生世代で1～2割であったが、参加したことがない子どもは年齢が高くなるにしたがって増え、小学生世代で約3割、中学生世代で約4割、高校生世代で約5割となる。
- ・学校で話し合い（学校教育推進会議、生徒会、児童会）に参加したことがある子どもは1割以下であった。
- ・地域で話し合い（子ども会）に参加したことがある子どもは1割以下であった。
- ・子どもが大切だと思う権利として「参加する権利」が7つの権利の中で最も低い回答で、年齢が上がるにしたがって低くなる。「参加する権利」と関連する「自分で決める権利」も低いが、これについては年齢が上がるにしたがって高くなる。

【おとな】

- ・保育園・幼稚園・学校に通っている子どもがいるおとなが保育園・幼稚園・学校の話し合いに参加していない割合は約4割で、参加している割合（約3割）より高かった。
- ・地域の活動・イベント行事や話し合い（町内会・自治会等）に参加しているおとなも約3割であった。

【職員】

- ・職場のある地域の活動・イベントに参加している割合は、約5割であった。
- ・子どもを支援する際、関係機関（児童相談所、区役所等）と協働・連携している割合は学校・施設で8割前後にのぼるが、日常的に協働・連携しているというより、虐待・不登校・外国につながる子ども・障がいのある子ども・問題行動のある子どもへの支援の必要性が生じた際に行われると推測される。

・協働・連携する際は、関係機関との協働・連携（ある・ときどきある：8割強）の方が、地域の市民や民間団体との協働・連携（ある・ときどきある：7割弱）より多い。

このように、子どもとおとなについては、地域の活動に参加する経験はイベント参加などの行事がメインで、それでも半数以上はこれらへの参加経験がない。職員については、約半数が参加経験を持つ。

これが、話し合いへの参加となると、子ども・おとなともに参加経験のある割合はさらに低くなる。職員については、虐待・不登校・外国につながるのある子ども・障がいのある子ども・問題行動のある子どもへの支援といったニーズがあるときに、関係機関との協働・連携がみられることが推測でき、地域の市民や活動団体との協働・連携も行われているが、関係機関との協働・連携と比べると割合が下がることがわかった。地域の市民や活動団体との協働・連携をあまりしない理由としては、学校や施設側に協働・連携する時間がないこと、地域の市民や活動団体との接点がなくよく知らないこと、個人情報等との関係で協働・連携を考えるなら民間より公的機関の利用を希望することなどがあつた。子ども支援のための協働・連携は、学校・施設のニーズが生じた際に、そのニーズへの対応のために行われ、地域で行われる活動・イベントに参加している職員は約半数にとどまり、日常的に地域とつながり、対話をしたり情報交換したりする関係性が築かれているとは必ずしもいえない状況がうかがえる。

ウ 学校・地域・家庭における子どもの参加

学校・家庭に比べて地域においては、おとなが子どもの意見を聞いている割合が少ない。特に、高校生世代を見ると、小学生世代に比べて地域に好きなことをする場所がなかったり、自由な時間が十分になかったりする子どもが多いといった、場所や時間によるところもあるが、年齢が高くなるほど、地域の活動やイベントのなかで、話し合いに参加するような関わりをする子どもが少なくなる傾向が顕著であつた。

(子どもの意見を聞いているか)

【子ども】

「何かを決めるときに先生（学校）、おとな（地域・家庭）に話を聞いてもらえるか」に対し、

- ・学校の場合、先生は子どもの意見を「聞いている」という回答は子ども全体で 87.1% あつた。年代別に見ると、小学生世代で9割を超え、年齢が高くなるにしたがって減少はするものの、中・高校生世代で8割前後の子どもが「聞いている」と回答していた。
- ・家庭の場合は、年代別に見ると年齢が高くなるにしたがってわずかに減少していくが、7割以上の子どもがおとなは子どもの意見を「聞いている」と回答していた。

- ・学校・家庭に比べると、地域でおとなが子どもの意見を「聞いている」と回答する割合は低く、比較的高い小学生世代で約5割、中学生世代で4割に減少し、高校生世代では3割であった。

【学校】

- ・学校関係の職員に「子どもに関わることを決めるとき、子どもの思いや考えを取り入れているか」をたずねると、「取り入れている」が62.1%、「ときどき取り入れている」が31.3%で合わせて93.4%であった。

【家庭】

- ・小・中・高校生世代の子どもがいるおとなに「家の中で何かを決めるとき、子どもの意見を聞いているか」をたずねると、「聞いている」という回答は7割～8割であった（小学生世代の子どもがいるおとな：82.9%、中学生世代の子どもがいるおとな：68.2%、高校生世代の子どもがいるおとな：71.4%）。

【地域】

- ・小・中・高校生世代の子どもがいるおとなに「地域で何かを決めるとき、子どもの意見を聞いているか」をたずねると、「聞いている」という回答は子どもの回答よりも低く、2割～3割であった（小学生世代の子どもがいるおとな：31.7%、中学生世代の子どもがいるおとな：22.7%、高校生世代の子どもがいるおとな：28.6%）。

(地域に好きなことをする場所があるか)

- ・地域に、自分が好きなことをする場所があるかをたずねると、小学生世代で79.7%が「ある」と回答しているが、中学生世代で67.3%に減少し、高校生世代では50.9%と約半数になる。
- ・遊んだり休んだり自分の好きなことをする時間が十分にあるかをたずねると、小学生世代で67.2%が「ある」と回答しているが、中学生世代で63.2%に減少し、高校生世代では58.0%になる

以上をまとめると、学校を含む地域において、多くの人が交流して互いを支え合える地域を目指して、今一度、既存の参加の仕組みと参加実態を見直していくことは重要と思われる。

子どもの虐待・いじめ・貧困等の課題を解決するために、行政、市民、関係団体・機関との協働・連携が必要不可欠であるといわれるが、日常的な関係性がなければ、協働・連携は一時的で限定的なものにならざるをえない。実質的で継続的な協働・連携による切れ目のない子ども支援の実現のために、川崎市内の各地域における子どもと子どもに関わるおとな、子ども支援に関わる様々な主体の関係性の強化がより必要で、今後あらためて川崎市の子ども参加・市民参加を見つめ直していくことが重要である。

(2) ヒアリング調査から

前記のアンケート調査において、子どももおとなも、疲れや不安感、困りごとや悩みがあったときに、「誰にも、どこにも相談しない」、「できない人」が約1～2割あることや、学校や地域等との関わりが低いという状況がうかがえた。課題を抱える人の中に、孤立して、支援のための施策やサービス・制度とつながらない、つながれない人がいるのでは、という懸念もあることから、個別の支援を必要とする子どもたちの実態や意識を把握することを目的としてヒアリング調査を実施した。

ヒアリングの対象としては、原則11歳から17歳までの「ア 児童養護施設等に入所している子ども」、「イ 多様な文化的背景をもつ子ども」、「ウ 障がいのある子ども」、「エ 不登校の子ども」、「カ その他（地域の寺子屋、こども文化センター）」にヒアリングを行った。また、「子育て不安」が子どもの権利保障と表裏をなすものであることから、「オ 乳幼児とその親」にもヒアリングを実施した。

主なヒアリングの内容は次のとおりである。

- 子どもの興味・関心、楽しみについて
- 子どもの居場所について
- 子どもの不安、悩み及び相談について
- 子どもの権利条例の認知度について
- 子どもの参加・意見表明について
- 子どもの自己肯定感等について

今回のヒアリング調査では、権利委員会委員が施設に訪問し、権利委員会委員と市職員がペアになって、初めて会う子どもとヒアリングを行う、という形態をとった（訪問先及び子どもの様子に合わせて、子どもは1人～複数人でのヒアリングを実施）。ヒアリング対象である子どもにとっては、権利委員会委員が信頼できるおとなかどうか分からない状態で実施したため、自分の本音を語る事ができたのかという検証は、課題としてあげられる。

ここでは、諮問のテーマである「子どもに対する支援の協働・連携について」の視点から、前記のアンケート調査とも関連のある「子どもの不安、悩み及び相談について」、及び「子どもの参加・意見表明について」を中心として、ヒアリング結果の概要をまとめる。

「子どもの不安、悩み及び相談」について、不安や悩みがある子どももいれば、「ない」と答える子どももいた。不安や悩みの内容としては「勉強の悩み（夏休みの宿題、部活動との両立、受験）」、「学校に居場所がない」、「学校で怒られること」などがあがった。また、「実際の相談相手」は、保護者、友だち、施設の職員など、それぞれが身近に感じる人を相談相手としてあげられた。相談機関については、「24時間子供SOSダ

イタル」「こども家庭センター」「人権オンブズパーソン」「チャイルドライン」などがあがったが、こうした相談機関のことは、知っている子どもよりも知らない子どものほうが若干多かった。

「子どもの参加・意見表明」については、地域のイベントや行事への参加について、関心を示したり実際に参加したりしている子どももいた。単なる参加者としてだけではなく、「和太鼓をたたいた」、「やきそばの売り子」、「お神輿をかついだ」など、積極的な参加も見受けられた。また、利用している施設において、子ども自身が意見表明できるような工夫(意見箱、定期的な会合等)を子どもたちは知っており、実際に意見表明した内容が実現した経験もあった。外国につながるのある子どもなどの「多様な文化的背景をもつ子ども」からは「日本語ができないので言いにくい」という声もあり、多様な文化的背景のある人が暮らしている川崎市という特性を踏まえた対応が課題であると考えている。

また、ヒアリングの中で出てくる「おとな像」は、保護者、施設の職員、学校の先生という程度にとどまっており、地域のおじさん・おばさん・お兄さん・お姉さんが身近に感じられている状況にあるとは言えない。しかし、子どもに対し、地域の中の多くのおとなに見守られて生活しているという安心感を与えていくことは、子ども自身が地域住民の一人としての自覚を持つためにも重要なことである。さらに、地域の課題は地域で解決していくことが求められる中、子ども自身が地域の一員だということを実感できるような取組が望まれる。

子どもを権利の主体ととらえ、子どもはおとなとともに社会を構成するパートナーであると明記した子どもの権利条例を、他市に先駆けて制定した川崎市としては、2022年からの18歳成人時代を見据え、あらゆる機会・場面において、子ども参加を意識したさらなる取組が必要なのは言うまでもないであろう。

以下、ヒアリングを実施した施設ごとに概要をまとめた。なお、回答人数等についての記載は、省略した。詳細は、「第6回子どもの権利に関する実態・意識調査報告書(平成30(2018)年3月)」を御参照いただきたい。

ア 児童養護施設等に入所している子ども

市内には4か所の児童養護施設があり、保護者がいない、虐待されているなどの様々な理由で環境上養護を必要とする子どもが生活している。そのうちの1か所においてヒアリング調査を実施した。

○子どもの不安、悩み及び相談

不安に思うこと、悩んでいることについては、夏休みの宿題、部活との両立の悩み、受験などがあげられた。

困ったり、悩んだりしているときの相談先としては、「施設の職員」が多く、「施設の職員にも、友人にも話さず自分で解決する」との回答もあった。

知っている相談機関としては、「24 時間子供SOSダイヤル」、「こども家庭センター」、「人権オンブズパーソン」があげられた。

また、相談カードを配布されたことがあっても、説明を受けていない子どももあり、「実際に相談しようと思ったか」の質問には、否定的だった。

○子どもの参加・意見表明

イベントへの参加については、町内会・自治会等のディズニーランドなどへの旅行、運動会、お神輿担ぎ、ボウリング、もちつきなどがあがった。

「施設に意見や要望を言える仕組みがあるか」との質問に対し、施設内には子ども会議の仕組みがあり、職員に直接言ったり、意見箱もあり、実際には、お風呂の順番、調理デーで何を作るか、何を食べたいか等の希望を出して話し合ったりしている。

○その他

「親や周りのおとなに大切にされているか」との質問に対しては、多くが「大切にされている」と回答した。また、大切にされていると感じるのは、「話を聞いてくれるとき」、「一緒に考えてくれるとき」との回答があった。

友だちに大切にされているかとの質問に対しては、「そう思う」が多く、「友人がいないから、わからない」もあった。

「そう思う」との理由については、「(遊びを)一緒にやろうと誘われる(とき)」、「話を聞いてくれる。相談したいというときちゃんと聞いてくれる」「わからないときや、悩んでいるときに相談にのってくれる」等があった。

イ 多様な文化的背景をもつ子ども

川崎市の外国人住民人口は、平成 29 (2017) 年 6 月末日現在、37,385 人となっており、18 歳未満に限ってみると、外国人住民人口は 4,009 人で、当該年齢人口の 1.7% を占めている。

様々な国から就労や留学、国際結婚など多様な背景や理由で来日する人が増え、その数はこの 30 年で約 3 倍に増加した。国際結婚によって子どもが生まれたり、海外から帰国するなど、日本国籍であっても外国につながりのある人々も増えている。

本調査は、外国につながりのある子どもで、フィリピン国籍の 4 名について、必要に応じて通訳を介しながら、母語・母文化なども含め、聴き取りを行った。

○子どもの不安、悩み及び相談

不安に思うこと、悩んでいることについては、「テストが心配。国際学習室で勉強をするので勉強がほかの子より遅れてしまう」、「学校に居場所がなく、最近学校に行っていない」、「学校の勉強が難しい」との回答があった。

困ったり、悩んだりしているときの相談先としては、「友だち」や「先生」があげられたが、「相談しない」との回答もあった。相談しない理由としては「自分の話はしにくい」、「どうしようか悩んでいるうちに忘れちゃう」などだった。

周りのおとなについて、「先生が聞いてくれる」と回答する一方で、「母親は聞いてくれない。母は日本語が少ししかわからないし、いつも疲れている」との回答もあった。相談機関への相談には、「知らない人には電話できない」との回答があった。

○子どもの参加・意見表明

地域のイベントや行事への参加については、「ふれあい館のイベント」をあげる子どももいたが、参加しない子どもの理由として、「集団が好きじゃないし、家に1人でいたほうがいい」、「人がいっぱいいるところが好きじゃない」があげられた。

誰かに言いたいことがあるかについては、「いじめをする子がいるので、やめてほしい」、「言いたいことは沢山あるけれど、自分のことはあまりべらべら喋らないほうがいい」、「親にも言えないことがある。そういうときは1人で泣いている」、「日本語ができないので言いにくいときがある」との回答があった。

○その他

母語や母文化について学ぶ機会については、母語を学ぶ機会はなく、タガログ語はまったくわからないとのことだった。母文化については、ふれあい館でフィリピンの踊りなどを習ったことがあり、「ほかの人に教えたい」、「フィリピンに行ってみたいし、文化を学んでみたい」との回答の他、同じ国の友だちとの交流する機会はあるとのことだった。

ウ 障がいのある子ども

平成28(2016)年度の統計では、市内の県立・市立特別支援学校に1,343人の児童生徒が在籍し、また市立小・中学校に設置されている特別支援学級には2,186人の児童生徒が在籍し、いずれも増加の傾向にある。

今回は放課後等デイサービスを実施している障害児通所支援事業所の協力を得て、4人から話を聞くことができた。

○子どもの不安、悩み及び相談

心配していることや悩んでいることについては、「特にない」が多かったが、「学校の交流体育に参加させてもらえない」、「学校で怒られることが多い」、「疲れることが多い」との回答もあった。

悩みなどの相談先については、「お母さんに話す」、「親に話せないで抱え込んでいる。両親は話を聞いてくれるが『しっかりしなさい。がまんしなさい』と言うので、すべてを話せない」、「いじめられたときは直接先生に訴えるが、すべてをわかって

もらうことはできない」、「施設のスタッフに相談する」との回答があった。

○子どもの参加・意見表明

「お祭りは好き」、「(お祭りに) 行ったことはないが参加したい」「学校のイベントが好き。文化祭は楽しい」との回答があった。

誰かに言いたいこと、伝えたいことはあるかという質問には、「学校では言えない。」との回答があった。

○その他

親や周りのおとな、友だちに大切にされているかという質問には、「大切にされていると思う」、「家の人や学校の先生、施設のスタッフは助けてくれる」、「いろいろなことを教えてくれたり、ごはんを作ってくれたりする」の他、「外ではあまり感じない」との回答もあった。

友だちに大切にされているかという質問には「思う。遊んでくれるから」、「思わない。仲の良い友だちがいないから」との回答があった。

「居心地のよい場所は」との質問には、「学校」、「自分の部屋」、「放課後等デイサービス施設」との回答があり、ヒアリングを実施した全員から「施設は安心できる」との回答があった。

エ 不登校の子ども

平成 27 (2015) 年度の不登校についての調査によると、市立小学校に 293 人、市立中学校に 1,003 人の不登校の児童生徒がおり、これらの子どもたちへの支援が求められている。今回は、10 人(小学生 2 人、中学生 5 人、高校生世代 3 人で、男 5 人、女 5 人) に対し、個別又はグループ面談でヒアリングを実施した。

○子どもの不安、悩み及び相談

最近の悩みとして、「将来の夢や進路、受験」をあげる子どもが多かった。

困っているときの相談は、「親にする」との回答もあれば、「親には相談しないで、友だちに相談する」との回答もあった。また、「施設のスタッフや親、友だちには相談しないで、自分で解決する」という答えもあった。

「まわりのおとなが自分の話を聞いてくれるか」という質問には、「聞いてくれる」がほとんどだった。施設のスタッフも気にかけてくれているようで、気軽に相談ができる雰囲気が感じられた。

○子どもの参加・意見表明

地域イベントとして、お祭りに参加したことがある子どもがほとんどだったが、参加したことのない子どももいた。参加したことがある子どもは、「和太鼓をたた

た」、「やきそばの売り子」、「うどん屋を手伝った」、「子ども会の祭りを今でも手伝っている」などで、いい思い出として記憶に残っているようであった。

日常における意見表明の機会については、「施設内で定期的に利用者によるミーティングがある」、「ミーティングでは自分たちでルールを決め、決まったルールを大切にしている」との回答があった。実際に、提案した内容が実現した経験が複数あり、意見表明することに意義を感じているようだった。

○その他

居心地のよい場所については、「自分の家」をあげる子どもが多く、「スタッフや友だちがいる」、「いろんな人がいるから」として「施設」もあげられた。

子どもの権利条例のパンフレットを見せて、7つの権利のうち興味があるものには、「安心して生きる権利」、「差別されない権利」、「自分で決める権利」などがあげられた。

オ 乳幼児とその親

市内の未就学児の人口は約8万人で、児童相談所における子どもの虐待相談・通告件数のうち、乳幼児へのものは47.2%と半数近くを占めており、乳幼児の権利保障は大きな課題となっている。

就学前の子どもと親と一緒に遊び、過ごす場所として、市内約46か所に地域子育て支援センターが設置されているが、そのうちの1箇所の協力を得て、母親7人（0歳～1歳児の親、20代2人、30代4人、40代1人）に個別面談を行った。

○子育てに関する意識

子育てで楽しいことや、不安や心配、困っていることについて尋ねたところ、「いままでに出来なかったことが出来るようになったとき」、「何をやっても可愛い、泣いても可愛い、日々感謝」、「子どもとコミュニケーションを取れたとき」等、子育てに楽しさを感じる反面、「断乳の時期」、「子どもに集団行動をさせる時期」等、子どもの成長とその切り換えの時期に対する不安を感じていた。

子育てを手伝ってくれる人については、「義父母」、「夫」、「自分の両親」等があげられたが、義父母については気を使う等の難点もあげられた。

「美容院等のちょっとした用事」や「兄弟が具合悪くて病院に連れていきたいとき」等、「急でもちょっと預かってもらえるところがほしい」との回答もあった。

「地域子育て支援センターは、近所で同じ年代の子どもを持つ親と知り合える場になっている」、「担当の方に育児相談をする。愚痴を聞いてもらうこともある」等、有効利用しているようだった。

自分のことが好きかという質問には、「好き」との答えもあったが、「好きではない」として、「子育てで、すぐ怒ってしまったり、イライラしてしまう自分が嫌だ」、

「自分にちゃんと子育てが出来るのかなど、ネガティブに考えてしまう」等の理由があげられた。

カ その他（小学生・中学生）

こども文化センターは、子育て支援、子どもの居場所づくりを行うとともに、多世代が交流しながら主体的な活動に利用されている。

地域の寺子屋は、地域人材の知識と経験を活かして、地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートする場として利用されている。

これらは、特に、個別の支援を必要とするという視点にこだわることなく、こども文化センターを利用する小学生と、地域の寺子屋における中学生に対して、2～4人のグループでヒアリングを実施した。

(ア) こども文化センターを利用する小学生

○子どもの不安、悩み及び相談

心配していることや悩んでいることについては、「勉強ができないこと」、「スイミングにゴーグルを忘れてしまうこと」、「9月に引っ越すと、親から言われたときは泣いた」と答えた子どもがいた。

困っているときの相談先については、「両親」、「親友」、「おとな（父母、おばあちゃん）」、「友だち」との回答だった。

○子どもの参加

地域のイベントや行事への参加については、「お祭りで神輿を担いだことがある」や「サマーフェスタのバザーでお店を出す。ラムネを売ったりする。お祭りに行くより楽しい」があった。参加をされていて、それが楽しいと感じているようだった。

○その他

自分のことが好きかという質問に対しては、ほとんどの子どもが「好き」「だいたい好き」と答えた。

親や周りのおとなに大切にされているかに対しては、「思う」「だいたいそう思う」がほとんどだった。

(イ) 地域の寺子屋を利用する中学生

「地域の寺子屋」は、平成29（2017）年度時点で市内38か所（小学校36か所、中学校2か所）で開講しているが、それぞれ独自の形態・運営をしている。今回は、中学校で開催されている地域の寺子屋を訪問したが、学校と地域との連携も図られていて、多いときには数十名の参加者があるとのことだった。参加している生徒も、「いつでも（わからない所が）聞ける」、「図書館より集中できる」など、補習

的な意味合いより自主学習・グループ学習をする中で、わからないところを聞くといった利用だった。ヒアリングについて、合計5グループ15人に行った。

○子どもの不安、悩み及び相談

心配していることや悩んでいることについて、3年生は「高校入試や進路での悩み」、「高校に入れなかったらどうしよう。できれば大学にも行きたい」、「テストの結果が気になる」などの他、「部活動での人間関係」、「部活動での疲労」、「学校・授業が疲れる」があった。

中学生は、部活の占める割合が多く、また、学校の授業、塾、習いごとと、苦痛とまではいかないが、忙しさは伝わってきた。

困っているときの相談先は、「母親」、「兄弟」、「友だち」で、勉強については、「塾の先生」、「学校の先生」、「寺子屋の先生」で、「ゲームのことは父親に聞く」という回答もあった。

○子どもの参加

地域のイベントや行事への参加について、「お祭りに参加する」、「お祭りでおいしいものを食べる」という回答があった。そのうえで、子ども会に入っている子どもは、お神輿を担いだり売店を出したりするなど、能動的な参加になっている。

誰かに言いたいこと、伝えたいことがあるかの質問には、「特にない」、「思い浮かばない」、「父に不満は言えないので、母に言う」、「友だちとは普通の会話しかできない。思ったことを全部話せるわけではない」の意見もあった。

2 権利委員会による意見交換会から

従来、権利委員会では諮問事項を検証するにあたり、行政職員及び子どもを含む市民から意見を求めるために、一方的にヒアリングするのではなく、「対話」という対等の立場で意見を交わすという手法を用いてきた。今回は、平成 30（2018）年 7 月から 10 月にかけて、この検証活動としての「対話」を意見交換会という形式で実施した。

意見交換会において話された内容を項目ごとにまとめると次のとおりである。なお、市民からも、行政職員からも、各区役所の地域みまもり支援センターにおける職員体制についての意見も出されていたが、ここでは、状況に関する視点を中心にまとめた。職員体制のあり方については、これらの状況をもとに、行政としてしっかりと検討してもらいたい。

(1) 支援を必要とする子どもやおとなへの対応について

○相談窓口の明確化について

町内会・自治会や子ども会に入会する家庭や子どもの減少傾向が続いており、核家族化や生活様式の多様化等により、地域でのつながりが希薄になっている。

育児の課題、福祉に関する課題は多様化し、例えば、SNS の利用などにより家庭内に閉じこもっている子どもの悩みなど、市民にとって、「どの窓口が」、「どこまで」、「どの程度」対応してくれるのかが明確ではない。

子どもが守られ、安心して生活できる地域にならないといけないのではないかと。川崎市は転入者が多く、新たな住民を含めて考える必要がある。

○相談窓口・救済機関の対応について

不登校の子どもやその保護者からの相談の際、本人のいたらない点を指摘されたり、指導をされたりすると、追いつめられるような感覚から、相談に行けなくなることがあるのではないかと。相談窓口では、これまで以上に、相談者の立場に寄り添って話を聴く必要がある。

○子育て支援施設等の課題と周知について

子どもだけで安心して自由に利用できる施設として、「川崎市子ども夢パーク」、「子ども文化センター」、「わくわくプラザ」等があるが、高津区にある「川崎市子ども夢パーク」については、同様の施設を他地域にも設置してほしいと望む声がある。「わくわくプラザ」については、利用児童数が増えており、安心して過ごせる場を確保することが必要である。

家庭や子どもが必要とする施設等の情報をもっと提供してほしい。

(2) 地域における団体活動について

○地域における活動団体等の連携について

子どもたちの育ちを見守り支援するのは、家庭や学校、地域である。

その中の「地域」については、地縁による結びつきに由来する「住民自治組織」である町内会・自治会等が、その地域の課題を解決する重要な主体の一つとなっている。

子育てや子どもの支援活動をしている団体は地域に存在しているが、その活動について、町内会・自治会等から十分な理解を得られるだけの関係性を構築できている団体は少ないように感じる。

また、広報や情報発信についても、人手や資金面の課題もあり、地域において団体活動の広報や情報発信を効果的に行うことは難しく、子育て支援活動の実施において、「支援」という名称に抵抗を持つ人もいる。

こうした中、地域で活動している団体にとっては、町内会・自治会等からの協力や連携を得られることによる利点はとても大きなものとなるが、新たに活動を始めた団体等には、町内会・自治会等とのつながりがほとんどないため難しい。

○子育て支援活動における活動場所について

地域団体の活動場所としては、公的施設が欠かせないが、継続的な利用が難しい。

また、子育て支援活動で利用する公的施設の会議室などは飲食不可が多く、乳幼児を持つ活動者や参加者にとって利用しにくいので、可能にしてほしい。

○子育て支援における活動資金について

資金確保ができない場合、活動休止になれば、支援の低下につながる。子育て支援活動については、その必要性から、活動休止は避けなければならない。

補助金、助成金等の制度について、制度の存在がなかなか団体に伝わらないので、情報提供をしてほしい。

(3) 地域活動団体及び行政の連携強化について

○地域団体等への支援と行政の役割について

地域には、様々な団体が活動し、様々な相談を抱えている。その相談を適切に他の団体につなげたいと思っても、実際にはできていない。

行政には、より団体同士をつなぎ、情報共有の役割を担い、地域の協働・連携の推進に取り組んでほしい。

○地域における個人情報の共有について

育ち・学ぶ施設における子ども本人に関わる文書等は、川崎市個人情報保護条例等に基づいて適切に管理され、子どもの最善の利益を損なわないよう配慮されている。

しかし、地域の中で気になる子どもの情報を関係機関（学校・病院等）で共有したいと思っても、この個人情報保護制度により、それを行うことは難しい。

さらに民設民営の施設間の場合、子どもの情報の共有はさらに難しく、必要な支援

につなげられないのではないかと懸念している。

地域の連携による子ども支援を進めるうえで、個人情報保護の問題がある。

(4) 子どもの権利の理解について

○子どもの権利条例学習について

川崎市では早くから子どもの権利条例を制定し、子どもの権利に関する理解が深まるように、子どもの権利条例パンフレットを学校で配布するなど、子どもの権利に関する意識啓発に取り組んでいるが、配布のみで説明がないという学校があるなど、子どもが自身の権利を学ぶ機会はまだまだ少ないのではないかと懸念している。

おとなについて、学齢期の子どもがいる家庭では、学校で配布されたパンフレットにより、子どもの権利を知る機会があるが、それ以外のおとなについても、学ぶ機会が必要なのではないかと懸念している。

また、子育て支援に関わる団体が、子どもの権利条例や子どもの権利について学習する機会はほとんどない。より良い支援活動をするためにも、このような学習が必要である。

○子どもの参加の減少傾向について

子どもの権利の一つに子どもの参加があり、川崎市子ども会議や行政区・中学校区の子ども会議の開催により、子どもの自主的な権利学習の支援を行っている。

しかし、例えば「川崎市子ども会議」は、初年度には公募により81名の子どもが参加したが、近年は、参加する子どもの数が減少している。

川崎市子ども会議が、川崎区や高津区の行政区子ども会議と連携して活動を展開したり、青森市の子ども会議とのつながりを活動に取り入れたりなどの工夫をしている事例もあるが、行政区・中学校区の子ども会議について、話し合いをしようとしても子どもがなかなか集まらない現状がある。引き続き、子どもの参加の推進に取り組むことが必要である。

(5) 行政の役割等に関する意見について

○地域包括ケアの取組について

地域包括ケアシステムにおいては、ケアを必要とする人を地域社会全体で見守る体制を確保することが重要であり、例えば、「川崎市安心みまもりネットワーク事業」として、地域住民と接することの多い事業者と連携し、何らかの支援を必要とする方々を早期に発見するなどの的確な支援につなげているが、こうした取組の推進には、行政の保健・医療・福祉等に関わる専門職の役割が大切である。

しかし、地域みまもり支援センターの設置とともに、職員の業務が業務担当制から地区担当制に変更となったことで、対応しなければならない対象の範囲が増え、保健師をはじめとする現場の職員の負担が増加している。虐待件数の増加による子どもへ

の対応が必要であり、喫緊の課題である。他にも不登校の子ども等への支援などの課題もあり、懸念している。

○行政組織間の連携等について

住民からの子育て、いじめ、虐待等子どもに関する様々な問い合わせや相談に対して、いくつかの部署が関係することは多い。その場合に各部署間の連携が不十分であれば、相談が間隙に落ちてしまうのではないかと懸念される。

また、行政職員には異動があるが、十分な引き継ぎがされていないと、新たに担当となった職員に対して、あらためて、団体の活動内容等の説明が必要となることがある。新たな担当者の知識や知見の不足はやむを得ないが、地域団体や住民職員からすると、「やっと人間関係ができたと思ったのに、また異動か」と残念な思いをすることが多い。このような状況であることを行政側も理解してほしい。

3 子どもに対する支援の協働・連携状況等について（まとめ）

(1) 子どもの権利保障に向けた総合的な支援を推進するために

平成 27（2015）年 3 月に推進ビジョンが策定され、平成 28（2016）年 4 月から各区役所に「地域みまもり支援センター」が設置された。このことについて、意見交換会においては、「保健師の業務が、業務担当制から地域担当制に変わり、子ども・障害者・高齢者等の専門分野を持ちながらも、地域課題に関わるなかで、自身の領域を超えたかかわりをしていく意識を持つようになりつつある。地域住民の生活が全体として見通せるようになってきた。」「地域の中で課題を解決に結びつけるために、必要な関係機関と顔の見える関係になってきた。」「区によっては、学校とも顔の見える関係になってきたところもある。」ことなどを評価する意見があった。

一方で、「活動団体同士を結びつけるなどの、地域のネットワーク構築・地域づくりにまで手が回っていない。」「地域みまもり支援センターの人的配置にも課題があるため、この仕組みのなかでの子どもの位置づけについて懸念している。」「地域づくりまで視野に入れた職員・人材が必要であるため、その育成が急務である。」「地域のすべての課題を支援に結びつけていくためには、行政だけではなく、地域で支援活動を実践する市民団体をサポートしていくことが求められている。」ことなどを課題とする意見もあった。

権利委員会としては、子どもの権利条例を基盤に地域包括ケアシステムをとらえたとき、子ども支援の分野で対応している課題が虐待以外に広げられにくい状況を懸念している。子どもの問題は、虐待のみならず、いじめ、不登校、問題行動、居場所づくりなど多様であり、それらは相互に関連し、これに対応することは、おとなになってからの課題を未然に防止していくことにもつながるものである。このような観点から、地域包括ケアシステムの理念を活かすためにも、このシステムのなかで、子どもの位置づけを今よりも高め、乳幼児から中高校生世代までを含めた総合的な子ども支援を進めていく必要があると考える。

(2) 支援を必要とする子どもやおとなに、必要な支援を届けるために

SNS 等情報化社会の急速な進展や生活様式の多様化等、社会経済状況の変化に伴い、子どもと家庭を取り巻く環境が急激に変化している。一方で、町内会・自治会への加入の減少傾向からも地域でのつながりの希薄化がうかがえ、様々な不安を抱える子どもや家庭には、地域における孤立感なども高まっている。

アンケート調査によると、困ったり悩んだりしたときであっても、「誰かに相談したいけどできない」と回答する子どもが 4.2%、おとなが 3.2%であり、また、「相談したいと思わない」と回答する子どもとおとなが 1 割以上であり、懸念すべき大きな課題である。また、相談を受けた後の対応のあり方も重要になってきている。

相談には、身近な人と話し合ったり、共感してもらったりすることで改善できるものもあるが、例えば、外国につながるのある子どもへのヒアリング調査によると、困っ

たり悩んだりしたとき、日本語が苦手な親への相談に難しさがああり、また、言葉の関係もあることから、電話相談はハードルが高いという。内容としては、周りのおとなが少し気にすれば解決することもあるため、身近な学校の先生やスクールカウンセラーへの期待が高い。

また、子どもの権利を保障し、子どもに対する虐待や体罰等の権利侵害をなくすためには、おとな自身が地域・家庭において安心できる生活を送れているか、困ったり悩んだりしたときに相談できる人がいるかなど、おとなに対する支援が大切である。

こうした中、悩みがあっても自分から相談することができない子ども・おとなに「どうしたら必要な支援をすることができるか」、「地域の誰かがその悩みに気づき、話を聞いたり、専門機関につないだりしていけるようにするにはどうしたらいいのか」は、地域の協働・連携のもと、子どもと家庭への支援に社会全体で取り組む必要がある。

また、諮問にあげられた子どもの虐待・いじめ・貧困等の課題を解決するためには、子どもの権利保障の視点にもとづく行政、市民、関係団体・機関との協働・連携が必要不可欠であり、支援に関わる様々な主体が顔の見える関係をいかに強化していくかが重要である。もともと、こうした地域におけるネットワークの構築は難しい課題であることから、市民との意見交換においても、その構築に向けては、行政の役割を期待する声も高い。

(3) 地域における団体活動について

地域では、多くの子ども・子育て支援団体が活動している。しかし、地域の課題を解決する重要な主体の一つである町内会・自治会等から理解を得られ、協力が得られるだけの関係性を構築できている団体は、必ずしも多くはないようだ。地域の団体活動においては、広報活動や情報発信がとても重要であり、団体による効果的な活動には、町内会・自治会等からの協力を獲得していくことも大切であるとのことだった。新たに活動を始めた団体ともなれば、町内会・自治会等とのつながりがほとんどなく、直接アプローチすることも難しいことから、町内会・自治会等との仲立ちなどについて、行政や社会福祉協議会等への期待がある。

また、団体ごとに様々な当人の支援情報等に基づいて支援活動を行っているが、個人情報問題によって他の団体との情報共有が難しくなることがある。必要な支援につなげられないという心配もあるなど、地域の連携による子ども支援を進めるうえで個人情報保護がハードルにもなっている。こうしたことの解決は難しい課題であるが、引き続き検討を進める必要がある。

(4) 子どもの「参加する権利」の保障を通じた、地域・社会の担い手づくりに向けて

アンケート調査やヒアリング調査では、地域における子どもについて、気になる課題がいくつか浮かび上がった。子どもの権利条例で定める「参加する権利」についてである。

地域において、おとなが子どもの意見を聞いている割合が少ないこと、子どもが地域の活動やイベントに参加はしても地域で話し合い意見を言う場に参加した経験のある子どもは少ないこと、年齢が高くなるにしたがって地域の活動やイベントへの参加経験のない子どもが増加することなどである。

一方、市内には、町内会・自治会や子ども会の他、川崎市子ども会議、市立学校に設置されている学校教育推進会議、各行政区や中学校区の地域教育会議の子ども会議、子ども夢パーク、こども文化センター、わくわくプラザといった施設の話し合いの場等、話し合ったり意見を言ったりして人と積極的に関わる場は多い。

こども文化センターや地域の寺子屋を利用する子どもへのヒアリング調査では、「自分のことが好きと思えて、周りからも大切にされている」と感じている子どもが多く、自信のあることや得意なことを持ち、将来の夢もあり、地域のイベントや行事に参加している子どもも多かった。神輿を担いだり、バザーで出店したりと、ただお祭りに行くより主体的に関わることが心地良いという印象がある。周りから大切にされている安心感が、こうした自信につながっているように思われる。

また、外国につながりのある子どもにとって、地域の行事は、日本の文化等を学ぶ良い機会にもなり、参加したがつている子どもは多いので、地域からの積極的な声かけや情報を届けるための手法の検討が求められる。

このように、身近な地域により多くの人と日常的に関わったり一緒に活動したりできる時間と場をつくり、活かすことが重要である。子どもに関わる事柄で子どもの意見を聴く機会の確保は、子どもの主体性を育むことにもつながるだろう。

川崎市においては、誰もが互いに助け合う関係であるという認識を共有しながら、地域による自主的な「助け合い」の活動を活発化させるための取組を進めている。こうした取組の推進にあたっては、行政、市民、関係団体・機関など全ての主体が、子どもも地域づくりの主人公の一人として、種々の場面で子どもが主体的に関わり合える機会をつくっていくことが重要である。こうした子どもの「参加」は、子ども自身の権利の気づきの体験・学びである。それは、ひいては地域や社会の担い手づくりでもある。子どもの権利保障の視点を持ちながら、子どもも地域づくりの主体として、しっかりと意識しながら、子育て環境の整備にも取り組まれることを期待したい。

第3章 子どもに対する支援の協働・連携について

権利委員会に対する市長の「子どもに対する支援の協働・連携」についての諮問は、推進ビジョンがまちづくりに関する方針の一つとして位置付けられていることを踏まえると、地域包括ケアシステムの取組状況をこどもの権利の視点から検証することでもある。

川崎市は、推進ビジョンを策定し、高齢者をはじめとした「全ての地域住民」を対象に、次世代を担う子どもの育成や良質な子育て環境の整備による地域社会の活性化などへの取組をはじめた。核家族化、情報社会化の進展や都市化の進行などにより、地域との関わりの希薄さと相まって、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まる中、児童虐待、いじめ、不登校、問題行動、家庭の貧困など、ケアを必要とする子どもや子育て家庭に係る課題が懸念されている。こうした課題に対し、推進ビジョンが示すように、行政だけではなく、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体の取組とそれぞれの緊密な連携が欠かせない。

しかし、市民との意見交換会等においては、推進ビジョンの目的や理念について、住民への浸透がまだ十分ではなく、地域全体で共有されている段階には至っていないようにも思われた。引き続き、推進ビジョンの理念や内容の周知について、徹底した取組が必要である。なお、地域づくりの多様な担い手のなかで、子どももその主人公の一人である。川崎市における地域包括ケアシステムが、全ての地域住民を対象としている取組であることも踏まえると、周知にあたっては、子どもがいきいきとおとなとともに考え、関われる機会の確保にも留意しておく必要があると思われる。地域づくりでの多様な担い手の参加を促す政策推進にあたっては、すべての子どもにとって意義があり、その力を伸ばすような参加のあり方を促進することが肝要である。

この点については、子どもの権利条例において、子どもを権利の主体ととらえ、子どもはおとなとともに社会を構成するパートナーであると明記している。子どもの権利条例第2章「人間としての大切な子どもの権利」の第15条（参加する権利）で、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活していくうえで、とりわけ大切な権利として、①自分を表現すること ②自分の意見を表明し、その意見が尊重されること ③仲間をつくり、仲間と集うこと ④参加に際し、適切な支援が受けられることを掲げている。特に、子どもの参加については、子どもの権利条例第4章において、市は、市政について子どもの意見を求めるために「川崎市子ども会議」を開催し（第30条）、「子どもの自主的・自発的な参加活動を支援するために、子どもが子どもだけで自由に安心して集まれる拠点づくりに努め（第31条）、子どもが育ち・学ぶ施設の設置管理者に対して、「構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない」（第32条）こと、施設の運営等について、定期的に話し合う場を設け（第33条）、市は、市の施設の設置・運営に関して、子どもの意見を聴くよう努める（第34条）ことを規定して

いる。川崎市は、今の社会の中で、子どももおとなとともに社会を築いていく「市民」の一人であるとの認識にたち、子ども自身がそれに気づき成長していく子ども参加の場を保障する施策を展開してきていると述べている。

今後、さらに子ども・子育て支援活動を進めるためには、行政だけではなく、事業者や町内会・自治会等の地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体が子どもの権利に関する理解を深めるとともに、社会を構成するパートナーとして、子どもの参加を推進するという理念を共有しなければならない。

こうした視点を前提としながら、今回の諮問のテーマである「子どもに対する支援の協働・連携」に対する権利委員会の考え方について、次のとおり提言をまとめた。

【提言 1】

- 子ども参加の仕組みの活動実態を調査し、課題解決のために必要な支援をすること
- ・川崎市子ども会議等の実態を調査し、子どもとの話し合いのもとに課題解決の方策を講じること
- ・他自治体の子ども会議との交流を推進すること
- ・子ども同士の情報共有や活動交流がしやすいように、SNSなどのツールを積極的に活用すること
- ・調査する過程で、子ども自身が子どもの権利について詳しく知ることができるように、情報提供すること

平成 12（2000）年に制定された子どもの権利条例は、国連子どもの権利条約で規定されている権利を、自治体における子どもたちの実際の生活の場面に即してかみくだき、行政と市民と子どもが、地域に根ざした共通の子どもの権利観を共有するために、協働でつくられたものである。そこで大切にされていることは、国連子どもの権利条約と同様、子どもを単に保護する対象としてのみとらえるのではなく、子どもも権利の主体として、子どももおとなとともに社会を構成するパートナーであるという子どものとらえ方である。具体的には、子どもの権利条例は、それまでの川崎市の取組を踏まえて、第 4 章子どもの参加（第 29 条～第 34 条）を中心に、子どもの権利保障に関わるいたるところで、市や子どもに関わるおとなに対して、子どもの意見表明を尊重・支援し、子どもの意見を学校づくりや地域づくりに活かしていくことを求め、川崎市子ども会議や川崎市子ども夢パーク、学校教育推進会議をはじめとした子ども参加の仕組みを整備している。このほかにも、子どもの権利条例制定以前から活動が続けられている地域教育会議の子ども会議など、川崎市には様々な子どもの意見を聴いて反映させるための仕組みが設置されている。

しかし、子どもの権利条例制定から約 20 年が経過し、この間、いくつもの痛ましい事件が起き、子どもと子どもを取り巻くおとなの社会環境は大きく変化した。実態・意識調査にもあるように、学校や地域の話し合いの場に参加した経験のある子どもは少なく、子ども会議のメンバーがなかなか集まらない地域もある。これから子どもの権利条例制定 20 年という節目を迎えていくにあたり、川崎市の子どもにやさしいまちづくり・コミュニティづくりの中核であるべき子ども参加の現状と課題を、子どもとの話し合いにより把握し、改善に向けた取組をしていかなければならない。

具体的には、川崎市子ども会議や地域教育会議の子ども会議であれば、メンバーと話し合ったり、会議に参加していない地域の子どものヒアリングを実施したりするなかで、課題が見つければ、課題解決に向けて、行政として必要な支援を行っていくことが求められる。必要な支援とは、例えば、元子ども委員を会議での話し合いを支える同年代サ

ポーターとしたり、会議メンバーが他自治体の子ども会議の活動を学びに行ったりといったこと等が考えられる。特に、他自治体では、子ども会議同士の交流が行われ、子どもがそこで活動のヒントを得て、子ども会議の活動が充実するような事例もみられる。

また、活動する子ども同士の情報共有や活動交流がしやすいように、川崎市子ども会議、地域教育会議の子ども会議の他、学校教育推進会議や、その他育ち・学ぶ施設における子ども参加による運営協議会等の活動同士をつなげる支援もあってよい。そのために、SNSなどを活用することは大変有効である。SNSなどの活用にあたっては、利点を最大限に活かすためにも、トラブル管理について、子どもと話し合いながら利用する体制を整えることも重要である。

さらに、調査を実施する過程で、子ども自身が子どもの権利について詳しく知ることができるように情報提供することも重要である。

実態・意識調査の子どもの自由記述には、「おとなは『まだ子どもだから』『心配だから』『あなたのためだから』とって、子どもの意見を聞いてくれない」「子ども扱いせずに、子どもの意見をきちんと聞いてほしい」というメッセージがとても多く寄せられていた。しかしながら、意見を表明する場への参加経験のある子どもはとても少ない。子どももまちづくりの主体であり、社会を構成するパートナーとして位置づけてきた川崎市だからこそ、今ここで子ども参加の実態と課題を把握し、子どもが持てる力を発揮できる子ども参加の場の整備を行っていくことが緊急に求められていると思われる。

【提言 2】

相談機関や救済制度を、子どもやおとなにとって利用しやすいものとなるよう取組を進めること

- ・メールやSNSによる外国語対応を含む相談などの導入を検討すること
- ・不登校の子ども、外国につながるの子ども、障がいのある子どもについて、一人ひとりの状況をとらえながら支援等を行うこと
- ・居場所型の支援の仕組みの身近な地域ごとへの設置を検討すること
- ・利用者に寄り添う相談支援ができるよう、相談者の研修において、子どもの権利の周知を行うこと

子どもや保護者が、困ったり悩んだりしたときに、相談できる窓口や救済機関は、地域みまもり支援センター、児童相談所、総合教育センター、教育相談室、人権オンブズパーソン等数多くある。その他、不登校の子どもに対して、安心してくつろげる居場所の支援として、川崎市子ども夢パーク内フリースペースえん、また、登校支援をするゆうゆう広場（適応指導教室）やNPO法人教育活動総合サポートセンター等がある。

相談機関や救済制度の認知度や利用度については、第1期権利委員会による検証の開始以来、毎年調査を行っているところであり、特に第3期権利委員会においては、「川崎市における子どもの相談及び救済について」が市長の諮問事項であった。しかし、今期の実態・意識調査においても、疲れや不安感、困りごとや悩みは子ども・おとなともに約9割あり、それぞれ8割～9割が「誰かに相談したい」と思っているものの、誰にも／どこにも相談しない／できない人が子ども・おとなともに約1～2割ある。

課題を抱えながら、誰にも相談できずに孤立し、支援のための施策やサービス・制度とつながっていない、つながれない人がいることが、毎回の実態・意識調査で明らかになっており、子ども・おとなの声を反映させ、既存の相談機関や救済制度を早急に改善していかなければならない。

具体的には、①既存の相談機関や救済制度がより利用しやすくなるための工夫 ②フリースペースえんのような、居場所型の支援の仕組みを身近な地域ごとに設置することの両者が必要である。

①については、他自治体ですでに実施が広まりつつあるメールやSNS等による相談を試行すること、相談可能曜日・時間の拡大、どのような人が相談にのるのかを情報として公開して相談者の顔が見えるような広報活動を行う、相談窓口・救済制度の周知にもSNSを積極的に活用するといった利用者の声を活かした具体的な改善策を早急に行う必要がある。

同時に、実態・意識調査から、「たらい回しにしない」「教科書通りのみの返事をしない」「解決策を具体的に言ってくれる」相談者を望む多くの声を受けて、子どもの権利の

視点から、利用者の気持ちに寄り添う相談支援ができるよう、相談者の研修を定期的に行うことで質の向上に努めることが重要である。特に、不登校の子どもへの対応については、社会とのつながり方が多様な今、親と子どもに対して、登校再開だけを前提とするのではなく、成長に応じた多様な学びの選択肢を提示していくことが重要であるという意見があった。従来行われてきた児童・生徒指導や支援のほかに、例えば、地域社会や市民団体と連携した柔軟な対応や、不登校経験者から話を聞けたり、協力を得られたりするような仕組みをつくるなどの検討を進める必要がある。

また、外国につながるのある子どもへの支援においては、日本語が話せないことで相談に行くことに消極的になる実態があることから、外国語対応のできる相談者を多く配置していくことも必要である。

②については、面談や電話による従来型の相談スタイルになじめない利用者を想定し、身近な地域に、いつでも立ち寄れる居場所を設置し、常駐するスタッフと顔見知りになり、信頼関係を築く中で、相談支援に結びつけていくようなスタイルを想定したものである。このような場所を各地域に置き、同じ悩みをもつ人同士、あるいは経験者とともに、悩みを共有していくような方法で、話を聞いてもらえる仕組みを増やしていくことが、大変重要である。外国につながるのある子どもや障がいのある子どもも相談がしやすいよう、一人ひとりの状況に対応できる体制づくりも重要である。

フリースペースえんや、川崎市立川崎高校定時制（同市川崎区）の校内にあるフリースペース「ぼちっとカフェ」などは、その好例である。このような居場所を、川崎市内に増やしていくことは、非常に重要である。外国につながるのある子どもへの支援としては、言語支援のみならず、学習支援も重要であることから、居場所の中に学習支援も組み込んだスタイルを追求することも必要である。

なお、今回、市民との意見交換会で、参加者から、「相談をしたいと思っても「支援」という言葉を使うと、敷居が高くなるためか、相談しにくくなるのではないか」との意見があった。相談窓口・救済機関においても、「支援」という言葉がなじまない場合がある点には注意が必要である。

【提言 3】

地域における子ども・子育て支援活動の推進に向けた連携及び情報発信等への支援を進めること

- ・町内会・自治会、地域活動団体、社会福祉協議会、区役所等の連携を進めること
- ・団体同士の情報交換の場の設定や「情報発信」に関する研修会の開催に取り組むこと
- ・活動場所に関する支援や運営に関する相談などの対応を検討すること

子どもたちの育ちを見守り支援するのは、家庭・学校等施設・地域である。地域は、町内会・自治会等の地縁組織が中心となって構成されており、その中で、様々な団体が子どもや子育ての支援活動に尽力している。

こうした地域による支援活動を推進するためには、町内会・自治会等からの理解や協力を得ることも大切であるが、新たに活動を始めた団体には、町内会・自治会等との関係性がほとんどないことも多く、アプローチすることも難しい。また、個別の団体による広報や情報発信をはじめとする活動には、人手や資金面の課題等もあり、効果的に行うには難しさがある。市民との意見交換会においては、団体事業への協力や後援をしている町内会・自治会等のことをどこで確認すればよいのか、なかなか分かりづらい状況であることもうかがえた。

このように、活動団体からは、広報をはじめとする必要な協力を町内会・自治会等から得られることを期待されているが、その一方で、町内会・自治会等には、これまで行政からの多くの依頼事務を担ってきたことでその負担が過重になるなど、本来の活動を阻害されているという状況もある。川崎市では、平成 27 (2015) 年 4 月に、「町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」を施行し、「地域住民の交流を促進することにより地域住民が相互に協力しながら、自主的に町内会・自治会の活動が行われるよう」その活動の活性化に努めている。地域で子どもや子育ての支援活動を行っている団体への支援にあたっては、町内会・自治会、地域活動団体、社会福祉協議会、区役所等の連携が重要である。

また、子ども・子育て支援に関わる各種情報を必要としている人に届けるためには、団体活動の広報や情報発信も重要であり、「わかりやすい情報発信」が大切である。例えば、団体同士の情報交換の場を活用して研修会を開催するなどの取組を検討する必要がある。

さらに、子どもや子育ての支援活動の輪を広げていくには、新たな活動団体を増やすための工夫が必要である。もちろん、活動費の助成方法の検討も必要だが、併せて、活動場所に関する支援や、運営に関する相談などへの対応も必要であると考えられる。

【提言 4】

- 子ども・子育て支援活動団体と行政等との地域ネットワークの構築を進めること
- ・活動団体と行政等が定期的に情報交換や意見交換のできる場を設けるなど、団体同士のネットワークを形成するため、地域におけるコーディネーター役を担うこと
- ・地域における気になる子どもや家庭への支援を推進するため、必要な情報の取り扱いや共有方法についての検討、整備を進めること

今回、市民との意見交換会の実施にあたり、参加団体からは様々な視点から御意見をいただいたが、日頃交流のない子育て支援や子ども支援の活動をしている団体にとっても、いい情報交換や意見交換の機会になったように感じる。

この意見交換会では、地域団体それぞれが支援を必要としている子どもや親からの相談等を受けていること、専門性のある他の団体につなげたいと思っても、団体間の連携が進んでいないことなどから、必要な情報の流通が滞っている状況がうかがえた。

地域において、子どもに関する課題や支援内容などについて情報の連携や共有を進め、団体同士のネットワークが広がることで、妊娠中から乳幼児期、学齢期、青年期に至るまでの「切れ目のない支援」の推進はもちろん、各団体の組織力強化等にもつながるものとして期待できるのではないかと考える。さらに、このネットワークに行政が加わることで、質の高い支援につながるものとする。

こうした団体同士による顔の見える関係づくりを進めるためには、団体と行政等が集まり、定期的に情報交換や意見交換ができる場を設けるなどの取組が必要である。しかし、こうした役割を担い、地域の中で地域支援をコーディネートする人材の確保や育成は、希薄化が懸念される地域関係を考慮すると一朝一夕に実現するものではない。

まずは、行政がこうした状況を課題としてしっかりととらえ、地域におけるコーディネーター役を担いながら、ネットワーク形成のきっかけとなる取組や成功事例の発信等を進める必要がある。さらに、団体から得られる情報を施策に反映させる仕組みの構築にも期待したい。

また、行政と市民が協働・連携して子どもや家庭への支援を担っていくための大きなハードルとして、個人情報保護の問題がある。地域における気になる子どもや家庭への支援を推進するには、個人情報保護の仕組みの中で、支援を必要としている方々の情報をどのように取り扱うことができるのかについて検討しながら、地域ネットワークの構築を進める必要がある。

【提言 5】

児童虐待防止等子どもの権利保障を徹底するために、行政の専門性の確保と組織マネジメントに向けた取組を進めること

- ・子どもの権利保障の意識を持つことを徹底し、職員育成に向けた検討を進めること
- ・子どもに関わる行政機関その他の機関間の連携を強化すること
- ・地域包括ケアシステムの推進と児童虐待対応等との連関について、子どもの権利の理念をわかりやすく提示すること

川崎市の児童相談所等における児童虐待相談・通告件数は 3,263 件であり、平成 12 (2000) 年の児童虐待の防止等に関する法律施行以降、過去最高の件数となっている (平成 29 (2017) 年度実績)。

これまで川崎市では、平成 24 (2012) 年 10 月に「川崎市子どもを虐待から守る条例」(以下「虐待防止条例」という。)を策定し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とした施策を進めている。

また、国では、児童福祉法等の平成 28 (2016) 年改正において、市区町村の相談体制及びソーシャルワーク機能の充実を重点課題としてあげ、基礎自治体に対して、市区町村子ども家庭総合支援拠点を整備し、かつ、ネットワークとしての要保護児童対策地域協議会に専門調整機関としての役割を求め、継続的で切れ目のない在宅支援を求めている。一方、都道府県及び政令市の児童相談所に対しては、積極的介入・保護もいとわないう、子どもに関するより高度な専門的知識・知見を求めるようになっている。

川崎市は、こうした要請のもと、市区町村の立場と児童相談所の立場と両面を有しており、かつ、子どもの権利条例と虐待防止条例を制定している自治体として、子どもの命を守るための総合的かつ全国の模範となるべき体制強化を行っていかねばならない。

そのために以下の提言を行う。

第一に、子どもの権利保障に関わる行政職員には、何よりも子どもの権利保障の意識の徹底とその意識を自らの所掌事務に具現化していくことが求められる。抽象的な子どもの権利保障を文書にすることではなく、個々の子どもの意見をどのように施策に反映できるか、常に目の前の仕事と子どもの権利主体性を関連付けて考え続けられる職員を育てていかねばならない。

第二に、上記の意識を有する職員の育成のための人事組織マネジメントを徹底することである。この点、意見交換会では、住民等の相談対応においては、行政における組織力の低下を感じるとの意見が聞かれたところである。

特に、児童相談所の相談体制強化の視点から児童相談所職員の増員などを図ってはいるものの、職員育成は一朝一夕でできるものではない。児童虐待対応等においては、児童福祉、保健・医療、教育、臨床心理、法律等多方面にわたる知識・知見の修得と数多

くの現場経験が求められる。さらに、川崎市のように児童相談所機能も市区町村の拠点機能も担う子ども総合行政の対応を求められる自治体においては、子どもと家庭を支える継続的な支援を行いつつ、必要時には命を守るための強権的な介入をも行い、虐待に毅然と立ち向かうというように、状況に応じた適切な支援を児童相談所と区役所等とが円滑に連携しながら実施できることが必要である。そのような支援スキルの高い職員の育成をどのように図っていくのか。川崎市の人事採用、人事ローテーションによる児童虐待対応部門の人事マネジメントの強化が不可欠となる。

第三に、子どもに関わる行政機関その他の機関間の連携等の強化である。川崎市においては、虐待防止条例において、連携の強化と環境整備について定めている。意見交換会において、連携の不備の指摘もあり、区役所と区役所、区役所と局（室）、さらには専門機関との間の連携等をどのように行っていくのか検証と具体的改善が不可欠である。そのために、行政組織間が定期的な情報交換を行い、役割分担や連携の仕組みの構築に向け、急ぎ検討を進める必要がある。さらに、貧困やひとり親家庭の支援、外国につながりがある子どもの教育の問題、性的マイノリティ支援の問題等、今や地域の住民から求められる個々の課題は多様であり一層複雑化しており、行政職員には、国の法制度や社会的状況に関する知識や知見はもちろん、地域の様々な課題の深層をしっかりと理解し、的確に対応することが求められる。そのためには、より一層地域へのアウトリーチを行っていかねばなるまい。

第四に、地域包括ケアシステムの推進と児童虐待対応等を含む子どもの権利保障との連携について子どもの権利の理念をわかりやすく提示することである。

地域包括ケアシステムの推進において、共有すべき理念として大切なのは、行政だけではなく、事業者や町内会・自治会等の地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体が、地域の課題を共有し、どのように解決していくのかについて理解を深める必要があろう。特に、児童虐待対応では、関係機関間の隙のない役割分担と迅速かつ確実な行動が求められる。その場合に必要となる視点としては、子どもたちや保護者のSOSの声をいち早くキャッチすることであり、いかに住民からの通告を得られるかである。通告は、子どもと家庭を守るための互助の関わりであるとの意識を共有し、「決してためらわずに通告する」ということを住民に周知する必要がある。

また、市は現在、育ち・学ぶ施設の職員等に対して子どもの権利に関する講師派遣業務を行っているが、子ども・子育て支援活動を進めるためには、子どもに関わる機関・団体のみではなく、地域内の多様な主体が子どもの権利に関する理解を深める必要がある。例えば、活動団体を対象にした学習会を積極的に開催するなど、地域包括ケアシステムの取組とともに子どもに関する施策における重要な理念を周知する機会を増やす必要がある。

第4章 資料編

1 第6期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）

28川こ青第875号

平成29年3月13日

川崎市子どもの権利委員会委員長 様

川崎市 市長 福田 紀彦



第6期川崎市子どもの権利委員会への諮問について

川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第38条第2項の規定により、次の事項について諮問いたします。

諮問事項：子どもに対する支援の協働・連携について

諮問の理由：

社会状況や経済状況など、子どもと家庭を取り巻く環境が変化し、様々な不安や地域における孤立感などが高まっているため、子どもと家庭を社会全体で支援していくことが必要です。

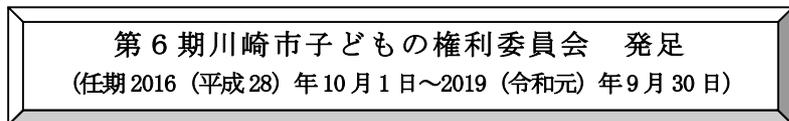
本市では、子どもを含めた全ての地域住民を対象にした「地域包括ケアシステム」を推進し、地域で暮らす多くの人たちと交流しながら、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めています。

一方、子どもの権利をめぐる課題として、児童虐待、いじめ、不登校、非行、家庭の貧困などがあり、これらの課題解決に向けては、行政、市民、関係団体・機関との協働・連携による一体的な支援が不可欠です。

地域包括ケアシステムを推進する中で、子どもの支援の主体は多様であり、行政と市民、関係団体・機関との協働・連携のあり方を多様な視点から検証する必要があります。

2 第6期川崎市子どもの権利委員会による諮問から答申までの流れ

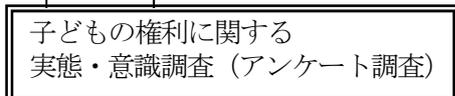
平成28(2016)年10月



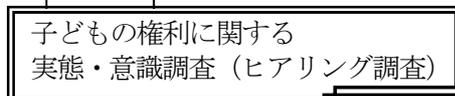
平成29(2017)年3月



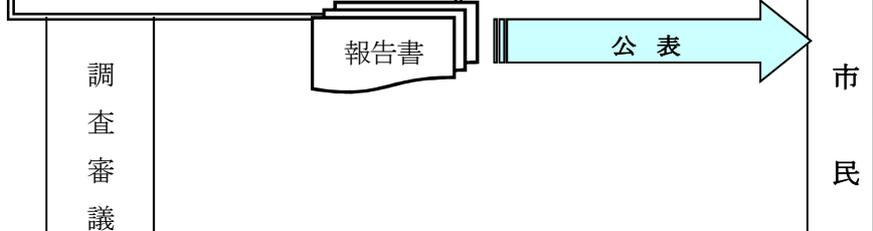
平成29(2017)年4月



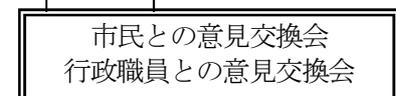
平成29(2017)年7月



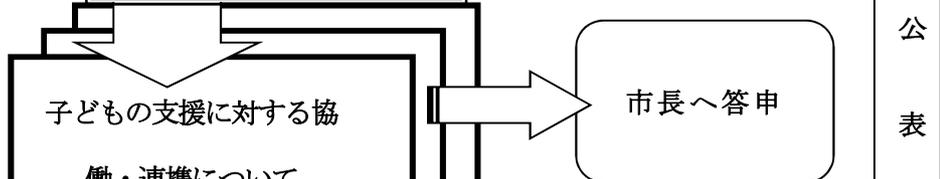
平成30(2018)年3月



平成30(2018)年7月~



令和元(2019)年5月



令和2(2020)年3月



【川崎市子どもの権利に関する条例(抜粋)】 (権利委員会)

第38条 2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

3 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査について

「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、子どもに関する施策の進行状況を検証するために3年ごとに行う調査である。平成29(2017)年に6回目の調査として、子どもの権利条例の認知度や子どもの生活実態（相談・救済、参加、居場所等）等について実施した。

(1) 調査概要

ア アンケート調査・・・平成29(2017)年4月 郵送により実施

(ア) 調査対象 3,500人（川崎市内に居住の市民と市立施設等の職員）

- ・子ども（満11～17歳） 2,100人
- ・おとな（満18歳以上） 900人
- ・職員（市立施設・学校等） 500人

(イ) 回収結果 1,357票（回収率38.8%）

- ・子ども 691票(32.9%)
- ・おとな 282票(31.3%)
- ・職員 384票(76.8%)

イ ヒアリング調査・・・平成29(2017)年7月 個別面接により実施

調査対象：個別の支援を必要とする11歳から17歳までの子ども 7施設51人

- ・児童養護施設等に入所している子ども
- ・多様な文化的背景をもつ子ども
- ・障がいのある子ども
- ・不登校の子ども
- ・乳幼児とその親
- ・その他（小学生・中学生）

(2) 結果の概要

ア アンケート調査から

○条例の認知度について

条例認知度は、子ども49.7%(前回45.0%)、おとな38.3%(前回31.9%)、職員97.6%(前回95.2%)であった。条例の認知度はいずれも前回調査より増加している。

○条例認知の手段について

子どもでは、「学校の先生の話」や「学校で配布されたパンフレット」が多く、おとなでは「学校で配布されたパンフレット」が多く、学校を介して条例を知る割合が多数を占めており、条例認知に学校が果たしている役割はととも大きい。

○自己に対する評価について

「自分が好き」「だいたい好き」と肯定的に捉える子どもが全体で71.8%と、前回調査の72.2%から減少した。

○権利侵害の実態について

子どもがおとなから叩かれたり、殴られたりする割合は、子ども全体で「する」「ときどきする」あわせて約5%、おとなから心を傷つけられる言葉を言われる割合は、子ども全体で「する」「ときどきする」あわせて10%、おとなに性的にいやなことをされたりさせられたりする割合は、子ども全体で「する」「ときどきする」合わせて1%未満であった。

○疲れること、不安に思うことについて

小学生・中学生で最も多い回答は「学校の勉強・宿題」であるが、小学生に比べて（約45%）、中学生の回答が高かった（約60%）。また、高校生は「受験・進路」が最も多い回答（約65%）であるが、中学生でも「受験・進路」をあげる割合が高かった（約55%）。

○居場所について

子どもがホッとできる場所として最も多い回答は「リビング・居間」「自分の部屋」（それぞれ約70%前後）で、小学生世代では「リビング・居間」が約80%、「自分の部屋」が約60%であるのに対し、高校生世代になると「リビング・居間」が約60%で「自分の部屋」が約80%に増加する。年齢が上がるにしたがって、「リビング・居間」より「自分の部屋」をあげる割合が増加する傾向にあった。

○相談相手について

小学生世代で最も回答の割合が高かったのは、「親」で約85%、次いで、「友だち」で約72%であった。中学・高校生世代で最も回答の割合が高かったのは、「友だち」で約75%、次いで「親」で約70%であった。「誰にも相談しない」という回答は約10%であった。

イ ヒアリング調査から

個別の支援が必要な子ども等へのヒアリング調査では、子どもの生活実態（居場所、友人関係など）や意識（不安に思っていること、自己肯定感など）について聴取し、それぞれの課題の所在と必要な支援を把握した。

(3) 公表

- 情報プラザ、区役所、市民館、図書館等で冊子として配架
- ホームページに掲載 <http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000096203.html>

4 市民、行政職員との意見交換会について

(1) 市民との意見交換会

川崎市子どもの権利委員会が市長からの諮問に基づく検証を行うときは、市民からの意見を求めるものとされている(条例第39条第3項)。

そこで、市長から諮問された「子どもの支援に対する協働・連携について」に関する施策(事業)を検証するにあたって意見を求めるため、市民との意見交換会を実施した。

<第1回>

日時	平成30年7月23日(月) 午前10時~12時
会場	中原区役所5階 501会議室
対象	子どもに関わる支援について活動する団体 計8人
内容	<ul style="list-style-type: none">・行政との連携について・活動する上での課題について・不登校生徒への対応について・子どもの権利学習について・行政への要望 ほか

<第2回>

日時	平成30年7月23日(月) 午後1時30分~午後3時30分
会場	中原区役所5階 501会議室
対象	子どもに関わる支援について活動する団体 計6人
内容	<ul style="list-style-type: none">・行政との連携について・活動する上での課題について・居場所づくりについて・行政への要望 ほか

<第3回>

日時	平成30年8月3日(金) 午後6時~午後7時30分
会場	第3庁舎15階 第1会議室
対象	子どもに関わる支援について活動する団体 計4人
内容	<ul style="list-style-type: none">・行政との連携について・活動する上での課題について・居場所づくりについて・行政への要望 ほか

(2) 行政職員との意見交換会

川崎市子どもの権利委員会は、市長からの諮問事項に関する施策(事業)を検証するにあたって

の基礎資料を作成することを目的として、関連事業を実施している14の行政部署の職員との意見交換会を実施した。

<第1回>

日時	平成30年8月30日(木) 午後2時~4時30分
会場	JA セレサみなみ3階会議室
対象	健康福祉局 地域包括ケア推進室 こども未来局 総務部企画課 児童家庭支援・虐待対策室こども家庭センター 教育委員会事務局 学校教育部高津区・教育担当 生涯学習部生涯学習推進課 総合教育センター教育相談センター (川崎、幸、高津、宮前、多摩、麻生) 区役所 地域みまもり支援センター担当
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域みまもり支援センターの設置について ・地域みまもり支援センターの状況について ・地域との関係性ができた中での職員の異動への対応について ・保健師の業務負担について ・PTAについて ・寺子屋事業及び地域教育会議とのかかわりについて ・不登校問題における、地域みまもり支援センター・学校・NPO等との連携について ・相談機関としての行政の役割について ・こども文化センターなどの子育て支援施設等の周知について ・川崎市子ども会議について ・地域との連携による利点及び今後の課題について ほか

<第2回>

日時	平成30年10月15日(月) 午後5時30分~6時30分
会場	第3庁舎13階こども未来局会議室
対象	教育委員会事務局 学校教育部川崎区・教育担当 生涯学習部生涯学習推進課 (参考人：子どもに関わる支援について活動する団体 1名)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各区教育担当について ・寺子屋事業について ほか

5 第6期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況

	会議名	日時	会場	審議等の内容
平成28(2016)年度	第1回 子どもの権利委員会	10月17日(月) 18:45~20:30	第3庁舎15階 第2会議室	正副委員長選出 / 第6期の活動計画について / 実態・意識調査について
	第1回 実態・意識調査部会	12月18日(木) 17:30~19:30	第3庁舎14階 こども未来局会議室	実態・意識調査の内容及び質問票について
	第2回 子どもの権利委員会	1月12日(木) 18:30~21:15	第3庁舎15階 第3会議室	第5次行動計画(案)に対するパブリックコメントについて / 実態・意識調査について
	第2回 実態・意識調査部会	2月9日(木) 17:00~19:00	第3庁舎15階 第3会議室	諮問について / 実態・意識調査の内容及び質問票について
	第3回 子どもの権利委員会	3月13日(月) 18:00~20:00	第4庁舎4階 第2会議室	第5次行動計画(案)に対するパブリックコメントについて / 実態・意識調査について
平成29(2017)年度	第3回 実態・意識調査部会	4月21日(金) 16:00~18:00	第3庁舎11階 会議室	実態・意識調査(アンケート調査)の集計について / ヒアリング調査について
	第4回 子どもの権利委員会	5月11日(木) 18:00~20:45	第3庁舎13階 こども未来局会議室	第5期権利委員会の答申に対する措置状況について / ヒアリング調査について
	第4回 実態・意識調査部会	6月9日(金) 15:00~17:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	ヒアリング調査について
	ヒアリング調査 ①	7月3日(月) 13:00~15:00	市内 フリースペース	不登校の子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査 ②	7月13日(木) 13:30~15:30	市内 放課後支援施設	小学生・中学生へのヒアリング調査
	ヒアリング調査 ③	7月16日(日) 11:00~14:00	市内 個人宅3か所	多様な文化的背景をもつ子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査 ④	7月19日(水) 16:00~18:00	市内 障害児通所施設	障がいのある子どもへのヒアリング調査
	ヒアリング調査 ⑤	7月25日(火) 18:00~20:00	市内 児童養護施設	児童養護施設等へ入所している子どもへのヒアリング調査
ヒアリング調査 ⑥	7月26日(水) 10:00~13:00	市内 子育てフリースペース	乳幼児とその親へのヒアリング調査	
第5回 子どもの権利委員会	8月3日(木) 17:30~20:30	第3庁舎13階 こども未来局会議室	第4次行動計画の評価について / 実態・意識調査の調査結果について	

	会議名	日時	会場	審議等の内容
平成29(2017)年度	第5回 実態・意識調査部会	9月4日(月) 16:30~18:30	第3庁舎13階 こども未来局会議室	第4次行動計画の評価に対する委員会意見について
	第6回 子どもの権利委員会	10月5日(木) 18:00~20:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	川崎市子ども・若者生活調査について / 第4次行動計画の評価について
	第6回 実態・意識調査部会	11月16日(月) 18:00~20:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	実態・意識調査報告書の内容について
	第7回 子どもの権利委員会	12月4日(木) 18:00~20:30	第3庁舎13階 こども未来局会議室	川崎市総合計画第2期実施計画素案について / 実態・意識調査報告書について
	第8回 子どもの権利委員会	2月15日(木) 18:00~21:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	実態・意識調査報告書について / 答申について
平成30(2018)年度	第1回 幹事会	4月23日(月) 18:00~20:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	答申について / 意見交換会について
	第9回 子どもの権利委員会	5月21日(月) 18:00~20:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	川崎市子ども・若者の未来応援プランについて / 意見交換会について
	第2回 幹事会	6月11日(月) 10:30~12:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	市民との意見交換会について (内容の検討)
	第10回 子どもの権利委員会	6月25日(月) 18:30~20:30	第3庁舎13階 こども未来局会議室	市民との意見交換会について
	市民との意見交換会①	7月23日(月) 10:00~12:00	中原市民館5階 501会議室	子どもに対する支援の協働・連携に関する施策について
	市民との意見交換会②	7月23日(月) 13:30~15:30	中原市民館5階 501会議室	子どもに対する支援の協働・連携に関する施策について
	市民との意見交換会③	8月3日(金) 18:00~20:00	第3庁舎15階 第1会議室	子どもに対する支援の協働・連携に関する施策について
	第11回 子どもの権利委員会	8月3日(金) 20:00~21:00	第3庁舎15階 第1会議室	第5次行動計画の実施状況について
	行政職員との意見交換会①	8月30日(木) 14:00~16:30	JAセレスみなみビル 3階会議室	子どもに対する支援の協働・連携に関する施策について
	第3回 幹事会	9月3日(火) 13:30~15:30	JAセレスみなみビル 3階会議室	答申について (構成の検討)
行政職員との意見交換会②	10月15日(月) 17:30~18:30	第3庁舎13階 こども未来局会議室	子どもに対する支援の協働・連携に関する施策について	

	会議名	日時	会場	審議等の内容
平成30(2018)年度	第12回 子どもの権利委員会	10月15日(月) 18:00~20:45	第3庁舎13階 こども未来局会議室	答申について
	第13回 子どもの権利委員会	12月20日(木) 17:30~21:00	第3庁舎13階 こども未来局会議室	答申について
	第4回 幹事会	2月4日(月) 13:00~15:00	第3庁舎12階 健康福祉局会議室	答申について (内容・案文の検討)
	第5回 幹事会	2月18日(月) 10:30~12:00	第3庁舎12階 健康福祉局会議室	答申について (内容・案文の検討)
	第14回 子どもの権利委員会	3月28日(木) 18:00~20:45	第3庁舎13階 こども未来局会議室	答申について / 第6次行動計画について

6 第6期川崎市子どもの権利委員会 委員名簿

平成31（2019）年4月現在

（敬称略、五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
い が ら し つ と む 五十嵐 努	市民委員	
う ち だ と う こ 内田 塔子	東洋大学ライフデザイン学部准教授	実態・意識調査部会 （アンケート調査部会長）
お お さ き か つ ゆ き 大崎 克之	弁護士（神奈川県弁護士会）	
さ さ き み つ あ き 佐々木 光明	神戸学院大学法学部教授	◎委員長
サルヴィオ ローズマリー	元外国人市民代表者会議委員	
し ろ と た か し 白 戸 隆	川崎愛児園施設長	
す ず き ひ で ひ ろ 鈴木 秀洋	日本大学危機管理学部准教授	行動計画評価策定部会長
で ぐ ち さ ゆ り 出口 早百合	市民委員	
は や し だ い す け 林 大 介	首都大学東京特任准教授	実態・意識調査部会 （ヒアリング調査部会長）
み つ ぼ し こ 三星 とく子	子育て・性的マイノリティ支援活動	○副委員長

任期：平成28（2016）年10月1日～令和元（2019）年9月30日

子どもに対する支援の協働・連携について
(答 申)

令和元(2019)年 5月

川崎市子どもの権利委員会

[事務局] 川崎市こども未来局青少年支援室(子どもの権利担当)

〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2344 FAX 044-200-3931